

健康保険組合連合会(以下、「健保連」という)と共同で実施する高額医療交付金交付事業の公表

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

当健康保険組合と健保連は、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出します。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・当健康保険組合 常務理事、事務長、高額医療交付金交付事業担当者
- ・健康保険組合連合会 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ
- ・業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部
及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合は、高額医療事業の申請を行ない、健保連から医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループは、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、医療費の高額化傾向の訴求材料とするため、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することがあります。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

ヤマトグループ健康保険組合 東京都中央区銀座2-16-10

理 事 長 小菅泰治

管理責任者 常務理事